

上三川町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和7(2025)年2月

上三川町

目次

1. 基本的事項・背景	1
(1) 事務事業編改訂の背景	1
(2) 計画の位置づけ	5
(3) 計画期間	6
(4) 対象範囲	7
(5) 対象とする温室効果ガス	7
2. 温室効果ガスの排出状況	8
(1) 温室効果ガスの排出状況	8
3. 温室効果ガスの排出削減目標	10
(1) 削減目標	10
4. 目標達成に向けた取組	11
(1) 基本方針	11
(2) 具体的な取組内容	12
(3) ロードマップ	18
5. 実施及び進捗管理	20
(1) 推進体制	20
(2) 点検・評価・見直し	22

1. 基本的事項・背景

(1) 事務事業編改訂の背景

ア 地球温暖化の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3(2021)年8月には、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間活動の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

報告書	年	表現
第1次報告書 First Assessment Report 1990	1990年	「気温上昇を生じさせるだろう」 人為起源の温室効果ガスは気候変化を生じさせる恐れがある。
第2次報告書 Second Assessment Report: Climate Change 1995	1995年	「影響が全世界の気候に表れている」 識別可能な人為的影響が全世界の気候に表れている。
第3次報告書 Third Assessment Report: Climate Change 2001	2001年	「可能性が高い」(66%以上) 過去50年に観測された温暖化の大部分は、 温室効果ガスの濃度の増加によるものだった可能性が高い
第4次報告書 Fourth Assessment Report: Climate Change 2007	2007年	「可能性が非常に高い」(90%以上) 20世紀半ば以降の温暖化のほとんどは、 人為起源の温室効果ガス濃度の増加による可能性が非常に高い。
第5次報告書 Fifth Assessment Report: Climate Change 2013	2013年	「可能性がきわめて高い」(95%以上) 20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は、 人間活動の可能性が極めて高い。
第6次報告書 Sixth Assessment Report: Climate Change 2021	2021年	「疑う余地がない」 人間の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには 疑う余地がない。

出典: IPCC第6次評価報告書

図 1-1 地球温暖化と人間活動の影響について

イ 地球温暖化対策に向けた国内外の動向

1 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成 27 (2015) 年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、第 21 回締約国会議 (COP21) が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分低く保つとともに、1.5°C に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献 (nationally determined contribution) を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

平成 30 (2018) 年に公表された IPCC 「1.5°C 特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2°C を十分下回り、1.5°C の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

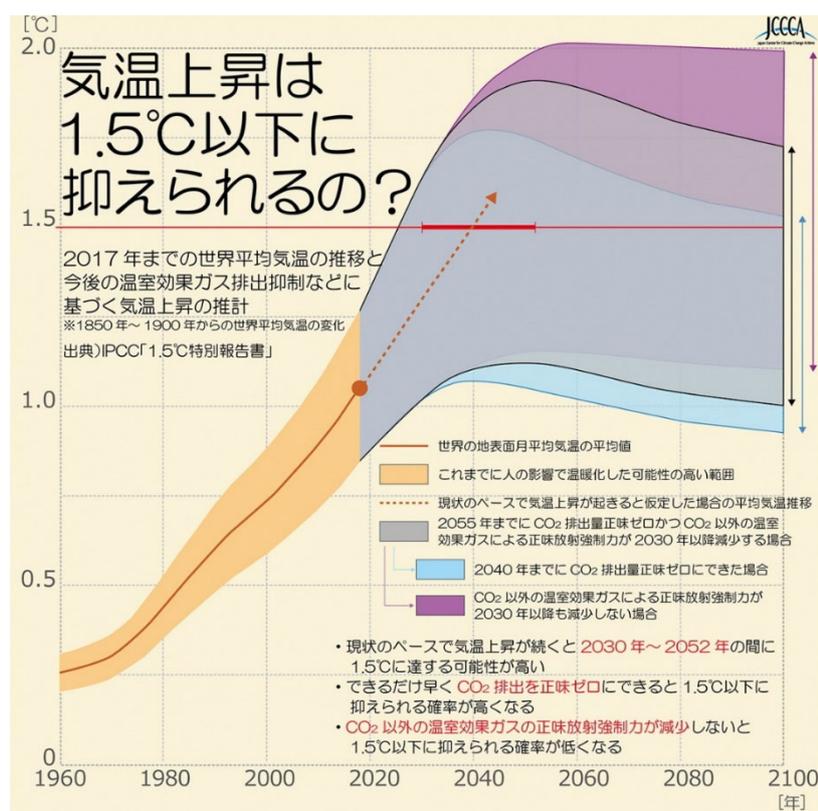


図 1-2 世界平均気温の推移と気温上昇の推計

2 国の取組

令和2（2020）年10月、国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和3（2021）年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を平成25（2013）年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。また、令和3（2021）年10月には、これらの目標が位置づけられた地球温暖化対策計画の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画においては、国は、2030年、そして2050年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、2050年カーボンニュートラルと2030年度46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

図 1-3 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

[出典：環境省令和3（2021）年「地球温暖化対策計画」]

3 県の取組

■2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ（令和4（2022）年3月）

県は令和2（2020）年12月に「2050年までにカーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）実現を目指す」ことを宣言しました。これを踏まえて、2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップが策定されました。県全域において、令和12（2030）年度の温室効果ガス総排出量を平成25（2013）年度比で50%削減することを掲げています。また、県庁内では80%削減することを目標にしています。

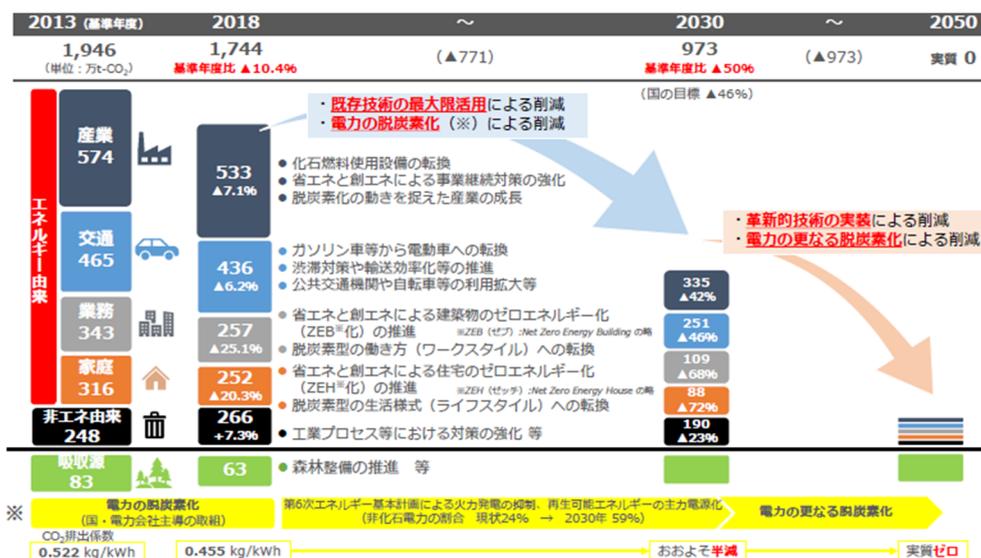


図 1-4 栃木県のCO₂排出（削減）目標

〔出典：栃木県令和4（2022）年「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」〕

■栃木県気候変動対策推進計画（令和5（2023）年3月改訂）

県における気候変動対策に関する施策として、温室効果ガスの排出削減等対策である『緩和策』と気候変動による影響の回避・軽減対策である『適応策』が定められています。また、県庁が率先して脱炭素の取組を推進するため、温室効果ガスの排出削減目標や、使用電力のグリーン化に対する達成指標として電力使用に伴うCO₂排出削減目標を設定しています。



図 1-5 栃木県のCO₂排出（削減）目標

〔出典：栃木県令和5（2023）年「栃木県気候変動対策推進計画」〕

(2) 計画の位置づけ

ア 上位計画及び関連計画

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項の規定に基づく、上三川町が実施している事務及び事業に関して、地球温暖化対策、環境負荷の低減などの取組を推進するための計画となります。国、県の関連計画等の理念や温室効果ガスの排出量の削減目標などと整合を図るため、「上三川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」として改訂します。また、国の「地球温暖化対策計画」（令和 3（2021）年 10 月閣議決定）の内容を踏まえ策定します。

本計画の上位計画である「上三川町第 7 次総合計画」では、SDGs の理念や目標を踏まえ、それぞれの取組内容を推進します。令和 5（2023）年 3 月 16 日、町では 2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。また、区域の地球温暖化対策の推進のため令和 6（2024）年 2 月に上三川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と上三川町気候変動適応計画を策定しました。区域全体の温室効果ガス排出量の 2030 年度の削減目標は、2013 年度比で 50%削減と掲げています。

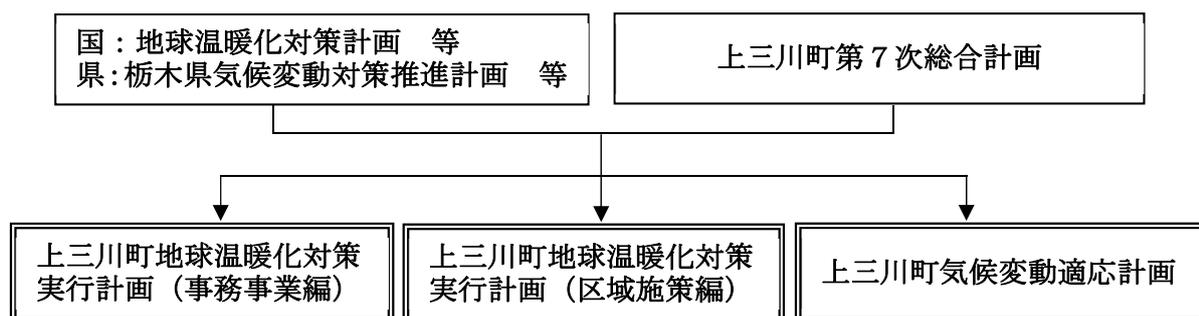


図 1-6 本計画の上位計画及び関連計画

イ 計画の目的

本計画は、町有施設における地球温暖化対策や環境負荷の低減などの取組を推進することで、温室効果ガスの排出量を削減することを目的としており、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた取組を強化する必要があります。町としては町民や事業者、関係機関などと連携を図りながら、率先的な取組を実施するとともに、再生可能エネルギーの導入や地球温暖化対策などを普及啓発し、地域の取組を加速させることも求められています。また、この取組は町有施設の光熱水費等の削減や設備利用の効率化による財政負担の軽減にもつながるものであります。

(3) 計画期間

ア 基準年度、目標年度

本計画は平成 25 (2013) 年度を基準年度とし、令和 12 (2030) 年度を目標年度とします。

イ 計画期間、計画見直し

計画期間は、令和 7 (2025) 年度から令和 12 (2030) 年度の 6 年間とし、最終目標年は令和 32 (2050) 年までとします。なお、国、県の関連計画及び本計画の取組状況を踏まえ、定期的に計画内容の見直しを行っていくものとします。

表 1-1 基準年度・目標年度及び計画期間

平成 25 年	・・・	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	・・・	令和 12 年
2013	・・・	2023	2024	2025	2026	・・・	2030
基準年度	・・・	現状年度 ※	策定年度	対策・施策の進捗把握 定期的に見直しの検討			目標年度
				← 計画期間 →			

※現状年度：排出量を推計可能な直近の年度

(4) 対象範囲

本計画の対象範囲は町有施設におけるエネルギーの使用や業務活動を含む全ての事務事業とします。なお、対象となる主な町有施設は次のとおりとし、進捗管理の中で必要に応じて見直すものとします。

表 1-2 対象施設の用途分類と建物用途

用途分類	具体的な建物用途
市民文化系施設	コミュニティセンター 等
社会教育系施設	ORIGAMIプラザ、図書館 等
スポーツ・レクリエーション系施設	体育センター 等
産業系施設	農村環境改善センター 等
学校教育系施設	小学校、中学校、学校給食センター 等
子育て支援施設	学童クラブ 等
保健・福祉施設	上三川いきいきプラザ、ふれあいの家ひまわり 等
行政系施設	役場、消防団員詰所 等
供給処理施設	水道施設、下水道施設 等
公園	公園

(5) 対象とする温室効果ガス

本計画において把握する温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類のうち、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a) の4種類を対象とします。

表 1-3 温室効果ガスの種類と算定対象

種類	主な発生源	算定対象
二酸化炭素 (CO ₂)	・化石燃料の燃焼	・ガソリン、軽油、灯油、液化石油ガス (LPG) の使用量 ・電気使用量
メタン (CH ₄)	・公用車の利用 ・廃棄物処理	・公用車の走行距離 ・終末処理場
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・公用車の利用 ・廃棄物処理	・公用車の走行距離 ・終末処理場
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)	・カーエアコンの冷媒	・自動車の使用台数

2. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガスの排出状況

ア 基準年度から直近年までの温室効果ガスの推移状況

町の事務事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において4,243t-CO₂、2023年度は3,590t-CO₂となり、基準年度比で15%削減されています。

2023年度のエネルギーの内訳は、電気使用が82%と最も多く、次いで燃料使用（液体燃料）が17%となりました。また、施設分類の内訳では、保健・福祉施設が37%と最も多く、次いで供給処理施設が25%、学校教育系施設が22%となりました。

※温室効果ガス排出量は、化石燃料の使用量や電気使用量などの“活動量”に、活動区分ごとの“排出係数”、及びガス種ごとの排出量をCO₂相当量に換算する“地球温暖化係数”を乗じて算定します。

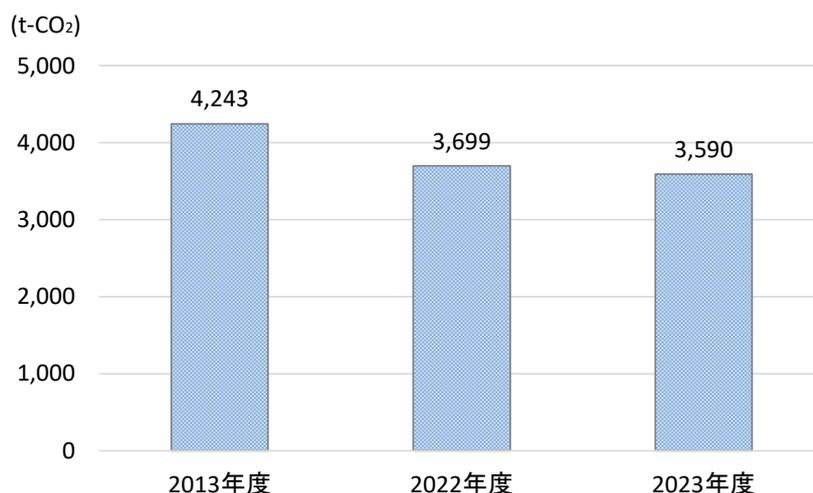


図 2-1 温室効果ガス排出量の経年変化

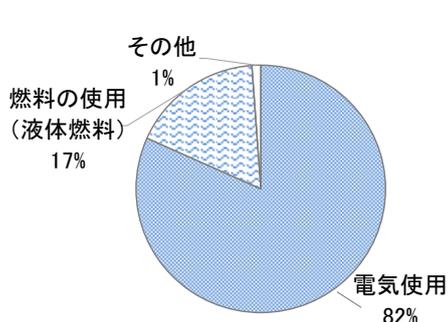


図 2-2 2023年度のエネルギーの内訳

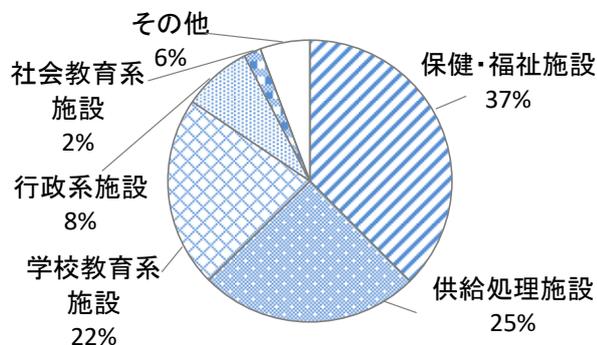


図 2-3 2023年度の施設分類の内訳

※排出係数：電気や熱などのエネルギー生産・利用あたりの温室効果ガス排出量を示した数字

イ エネルギー種別の温室効果ガス排出量の推移状況

2023年度の電気使用は2013年度比で19%減少したものの、燃料の使用（液体燃料）は5%の増加となりました。電気使用が減少した要因として、電気使用の排出係数の低減が考えられます。一方、燃料の使用（液体燃料）の増加した要因は、灯油の使用量が増加したことが挙げられます。

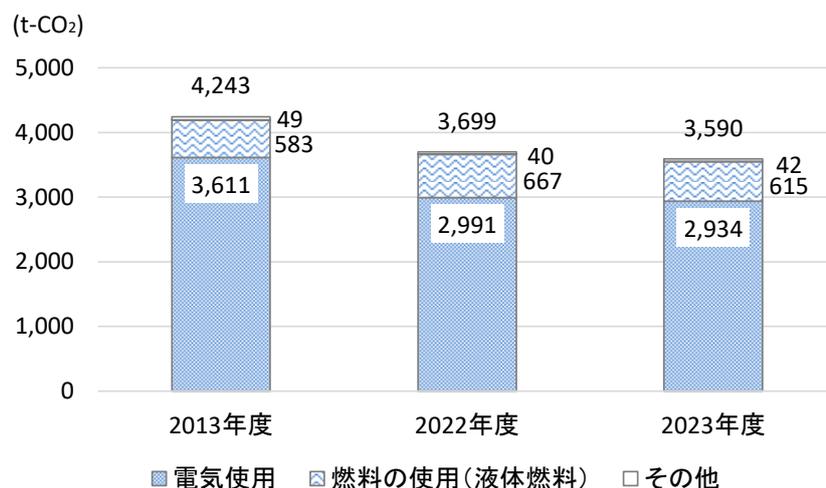


図 2-4 エネルギー種別温室効果ガス排出量の経年変化

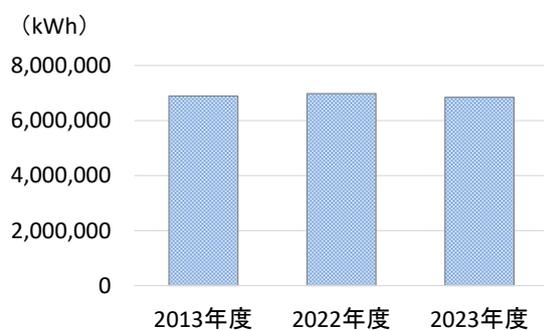


図 2-5 電気使用の推移状況

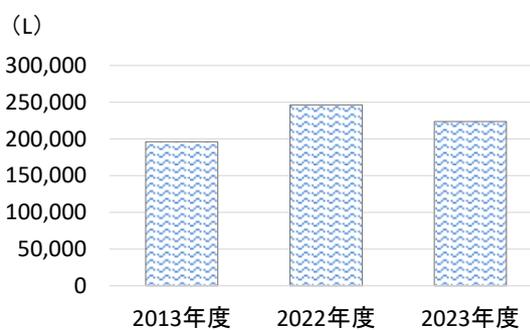


図 2-6 灯油使用の推移状況

3. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 削減目標

2050年カーボンニュートラルに向けて、国は政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量について、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(令和3(2021)年)」では、平成25(2013)年度比で令和12(2030)年度までに50%削減することを目標としています。

県は、2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップのなかで、地方公共団体を含む「業務その他部門」の削減目標を平成25(2013)年度比で令和12(2030)年度に68%の削減を目標としています。

町においても「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す」ことを表明しており、上三川町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)では、町の事務事業を含む「業務その他部門」においては、67%の削減を目標としております。2030年度の削減目標設定にあたっては、国、県の削減目標も踏まえ、町として率先して取り組むことで、区域内の事業者の取組を後押しする必要もあります。

本計画における温室効果ガスの削減目標は、平成25(2013)年度比を基準として、令和12(2030)年度までに70%削減と設定します。さらに、令和32(2050)年度には、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

基準年度である平成25(2013)年度の温室効果ガス排出量は、4,243t-CO₂であるため、令和12(2030)年度までに1,273t-CO₂への削減が必要になります。

表 3-1 温室効果ガスの排出量削減目標値

項目	【基準年度】 2013年度	【目標年度】 2030年度	基準年度比
温室効果ガス排出量	4,243 t-CO ₂	1,273 t-CO ₂	▲70%

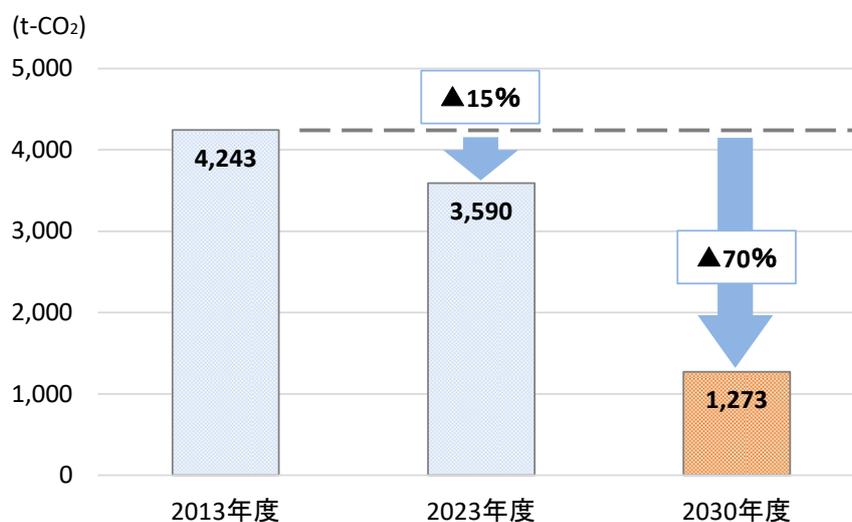


図 3-1 温室効果ガスの排出量削減目標イメージ

4. 目標達成に向けた取組

(1) 基本方針

事務事業における温室効果ガス排出量のうち約8割は、電気使用によるものです。削減目標を達成するには、電気使用を減らす省エネルギー対策とともに、太陽光発電設備の設置等による創エネルギーを推進する必要があります。また、電気使用だけでなく灯油などの燃料使用量の削減にも重点的に取り組めます。目標達成に向けた取組は、以下の体系図で実施します。

■ 重点的な取組

- ① 町有施設への太陽光発電設備の導入
- ② 省エネルギー設備導入の推進
- ③ 公用車の低炭素化

■ 施設管理等の取組

- 1) 環境負荷の少ない電力の利用
- 2) 照明のLED化及び省エネ設備の導入
- 3) 町有施設のZEB化の検討
- 4) 設備の適正な保守・管理
- 5) 設備の適正な運用
- 6) 環境負荷の少ない公用車の利用と導入
- 7) 需用電力の最適化

■ 職員の取組

- 1) 電気・燃料等の使用量削減
- 2) 公用車で使用する燃料消費量削減
- 3) 廃棄物の減量
- 4) 物品購入時の配慮

■ 推進委員会の取組

- 1) 職員等の意識啓発活動の推進
- 2) 取組状況の見える化の推進
- 3) 活動実績の取りまとめと公表
- 4) 財政負担軽減のための情報収集・共有

図 4-1 基本方針

(2) 具体的な取組内容

■重点的な取組

令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、以下を町の重点的な取組として設定します。

重点的な取組① 町有施設への太陽光発電設備の導入

国は令和 12 (2030) 年度には設置可能な建築物の約 50%以上に太陽光発電設備の設置を目指しており、地方自治体においても同様の取組が求められています。

町では現在、上三川いきいきプラザに太陽光発電設備を設置しています。令和 12 (2030) 年度に向けて、代表的な町有施設や導入効果の高い施設から取り組み、設置可能な施設の 50%以上に太陽光発電設備の導入を目指します。また、新規施設でも太陽光発電設備の導入を目指します。

表 4-1 太陽光発電設備の導入目標

	2020 年度	2025 年度	2030 年度
太陽光発電設備 の導入	1 施設	1 施設	設置可能 な施設の 50%以上



図 4-2 上三川いきいきプラザ

重点的な取組② 省エネルギー設備導入の推進

国は既存設備を含めて全体の LED 照明の導入割合を令和 12(2030)年度までに 100%とすることを目指しており、地方自治体においても同様の取組が求められています。

町では現在、照明の LED 化に順次取り組んでいます。令和 12 (2030) 年度に向けて、引き続き照明の LED 化を推進し、50 施設に LED 照明を導入することを目指します。また、空調設備や給湯設備など施設の設備を定期的に更新し、省エネルギー化を図ります。

表 4-2 省エネルギー設備導入の推進

	2020 年度	2025 年度	2030 年度
LED 照明の導入	7 施設	10 施設	50 施設



図 4-3 体育センターの LED 照明

重点的な取組③ 公用車の低炭素化

動力に電気を使って動く電動車には、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグイン・ハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）の4種類があります。

国は代替可能な電動車がない場合等を除き、公用車の新規導入・更新は令和4（2022）年度以降全て電動車とし、ストックでも令和12（2030）年度までに全て電動車とすることを目指しており、地方自治体においても同様の取組が求められています。

町では電動車の導入を更新時期に合わせて取り組んでいます。令和12（2030）年度に向けて、代替可能な公用車の新規導入・更新は電動車の導入を目指します。また、電動車の導入促進のため、充電設備も順次導入を目指します。

表 4-3 電動車の導入目標

	2020年度	2025年度	2030年度
電動車の導入	6台	10台	15台
EV台数	3台	7台	11台



図 4-4 公用車EVの活用
(外部給電器の活用)

■施設管理等の取組

事務事業における温室効果ガス排出量を削減するため、現状の施設利用状況を把握し、適切な保守・管理と運用改善を図っていく必要があります。さらに、太陽光発電等の再生可能エネルギーや高効率な設備機器の積極的な導入を通して取組を推進します。

表 4-4 施設管理等の取組

項目	具体的な内容
1) 環境負荷の少ない電力の利用	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー設備の最大限の導入検討 再生可能エネルギー由来の電力購入の推進
2) 照明のLED化及び省エネ設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> 町有施設のLED化率100%に向けた取組の推進 町有施設への空調機器の省エネ化の推進 断熱性の高い窓ガラスや遮熱フィルム、断熱材等の採用促進
3) 町有施設のZEB化	<ul style="list-style-type: none"> 町有施設の新築及び大規模改修時に原則ZEB化検討の実施
4) 施設内設備の適正な保守・管理	<ul style="list-style-type: none"> 空調設備の適切な保守・点検の実施 定期的な空調設備のフィルター等の清掃の実施 熱源機の適正な保守・点検の実施
5) 施設内設備の適正な運用	<ul style="list-style-type: none"> 空調設備、熱源機の適正な運転の実施 空調設備、熱源機の起動時刻の適正化検討 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止 給湯機器の適正な運転の実施
6) 環境負荷の少ない公用車の利用と導入	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車などの低炭素な自動車の計画的な導入 公用車の利用実態の把握と台数の見直しの検討 ゼロカーボン・ドライブの推進 イベント等における電気自動車の有効活用
7) 需要電力の最適化	<ul style="list-style-type: none"> 需要電力の最適化検討

コラム 再生可能エネルギー由来の電力調達

再生可能エネルギー由来の電力調達には、太陽光発電設備等を設置して発電する方法のほかにも、小売電気事業者が販売する電力メニューを契約する方法、環境価値を証書化されたものを購入する方法があります。

町有施設においても CO₂ 排出係数の低い電力購入により、電気使用による温室効果ガスの排出を抑えることができています。削減目標達成に向けては、町有施設への太陽光発電設備等の導入を進め、併せて再生可能エネルギー由来の電力調達も検討します。

コラム 建物の ZEB 化について

「ZEB」とは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称です。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことをいいます。

国は今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、令和 12 年（2030）年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指しています。

町では、令和 6（2024）年 4 月に ORIGAMI プラザが完成し、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の 6 つ星を獲得し、「ZEB Ready（ゼブ レディ）」の認証を取得しました。今後も新築及び大規模改修時に原則 ZEB 化の検討を行い推進します。

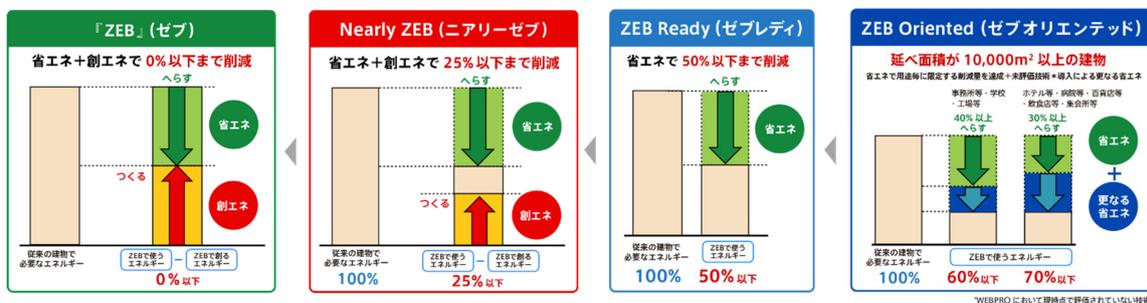


図 4-5 ZEB の定義

〔出典：環境省 HP「ZEB PORTAL（ゼブ・ポータル）」〕



図 4-6 ORIGAMI プラザの ZEB Ready（ゼブレディ）認証

■職員共通の取組

職員一人ひとりが環境に配慮した行動を意識づけ、できることから1つずつ身に着けていくことが重要です。職員は日常業務のなかで取組内容を意識することに努め、環境に配慮した行動を実践していきます。

表 4-5 職員共通の取組

項目	具体的な内容
1) 電気・燃料等の 使用量削減	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の温度適正化 ・クールビズ、ウォームビズ等の励行による空調利用の抑制 ・会議室等は使用時のみ空調設備の利用 ・ブラインド等を活用した空調の効率化 ・サーキュレーター等を活用した空気循環 ・不要な照明の消灯を徹底 ・会議室等の照明は使用時のみ点灯 ・パソコン、コピー機等のOA機器の待機時間は、省エネモードの活用 ・退庁時のOA機器等の電源OFF、消灯の徹底 ・エレベーターの利用を極力控える ・定時退庁日の実施
2) 公用車で使用する 燃料の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車のエコドライブの実践 ・相乗りの推進 ・最適な経路選択（渋滞回避）
3) 廃棄物の減量	<ul style="list-style-type: none"> ・必要書類のみ印刷し、ペーパーレス化を図る ・会議資料等の文書や資料の簡素化による紙の使用抑制 ・用紙類、廃棄文書等の再資源化 ・廃棄物の分別の徹底とリサイクルの推進 ・ファイリングフォルダーの再利用 ・会議、イベント等におけるペットボトル飲料配布の原則廃止 ・マイボトルの推奨
4) 物品購入時の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入、グリーン契約を推進

■地球温暖化対策推進委員会の取組

温室効果ガス削減に向けた取組を推進するには、継続的な意識啓発の実施や職員一人ひとりが現状の取組状況を把握し行動に移していくことが重要になります。

地球温暖化対策推進委員会では、関係各所の実施状況を把握し、温室効果ガス排出量の削減に向けた進捗管理を行い、以下の取組を行います。

表 4-6 地球温暖化対策推進委員会の取組

項目	具体的な内容
1) 職員等の意識啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・全庁的な取組推進につながる職員等への意識啓発活動・各種説明会、研修会の開催
2) 取組状況の見える化の推進	<ul style="list-style-type: none">・関係各所のエネルギー使用状況のモニタリング・職員等の取組意欲維持・向上のため、実施状況の見える化
3) 活動実績の取りまとめと公表	<ul style="list-style-type: none">・各施設のエネルギー使用量・排出量の取りまとめ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガス総排出量を含む計画の実施状況の公表
4) 財政負担軽減のための情報収集・共有	<ul style="list-style-type: none">・活用可能な補助金や地方債の情報を定期的に収集・共有・全庁的な取組への共通認識と意識醸成のため、各係の取組状況や課題を情報収集し取りまとめ共有

(3) ロードマップ

町の温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、ロードマップを作成しました。

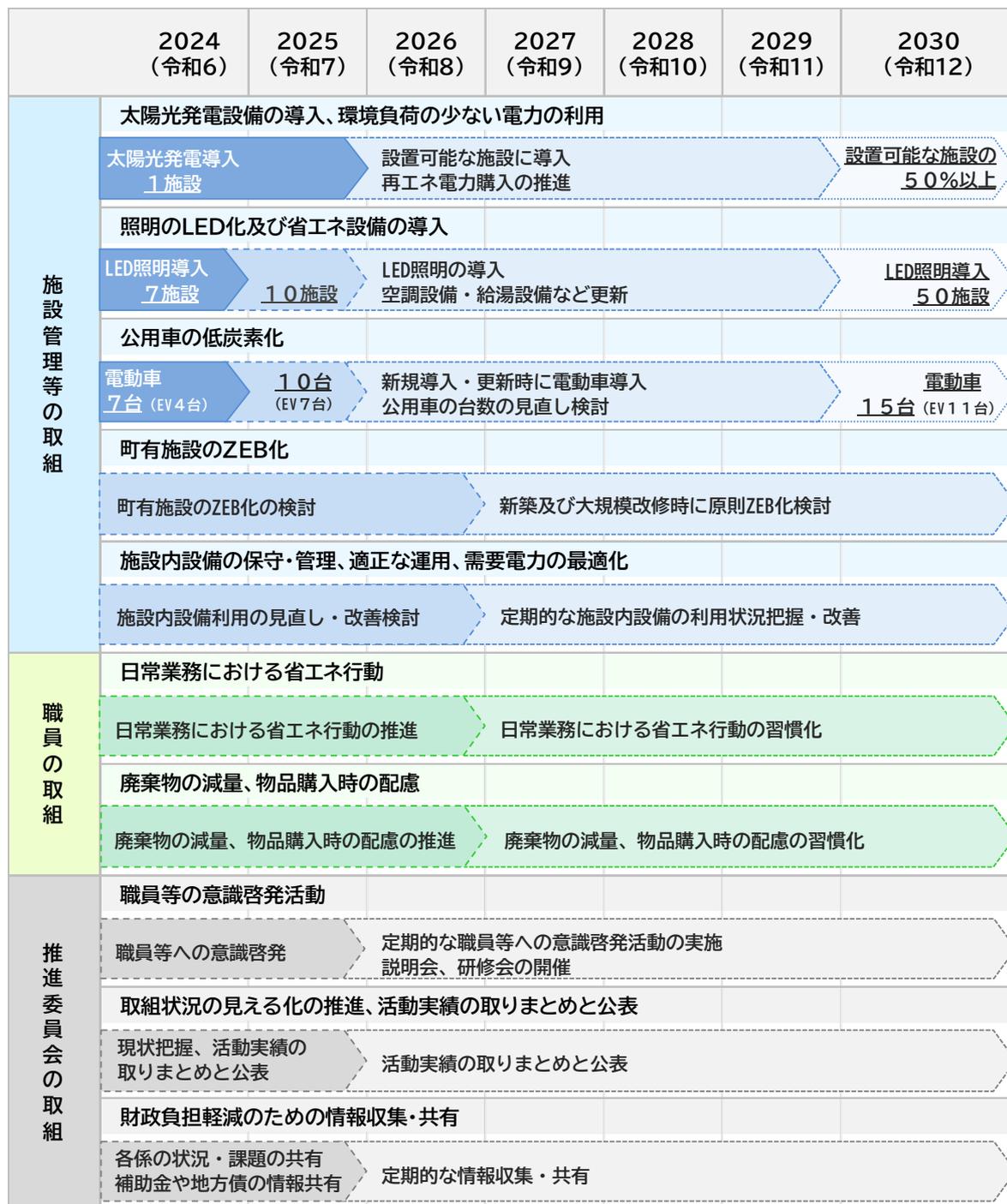


図 4-7 ロードマップ

コラム (仮称)「道の駅かみのかわ」の建設に向けて

栃木県内の11町では、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを各自治体で表明し、温室効果ガス削減およびカーボンニュートラル社会の実現に向けた持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

町で建設を計画している(仮称)「道の駅かみのかわ」においては、高効率エネルギー設備や再生可能エネルギー設備、エネルギー管理システム等の導入により、地域住民と観光客への環境対策の取り組みの理解促進ならびにカーボンニュートラル社会の実現を目指します。

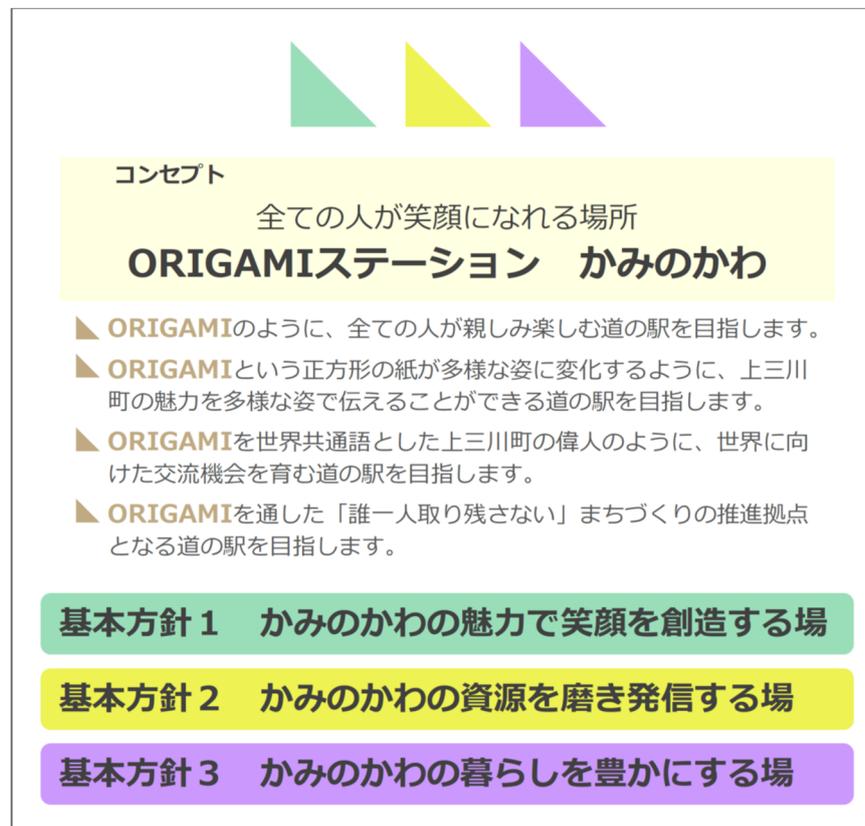


図 4-8 (仮称)「道の駅かみのかわ」の基本方針

5. 実施及び進捗管理

(1) 推進体制

事務事業における温室効果ガス排出量の削減には、適切なエネルギーの使用を各部署と連携を図りながら管理する必要があります。本計画の取組を着実に推進するため、副町長を推進委員長とする「地球温暖化対策推進委員会」を設け、各係に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置します。

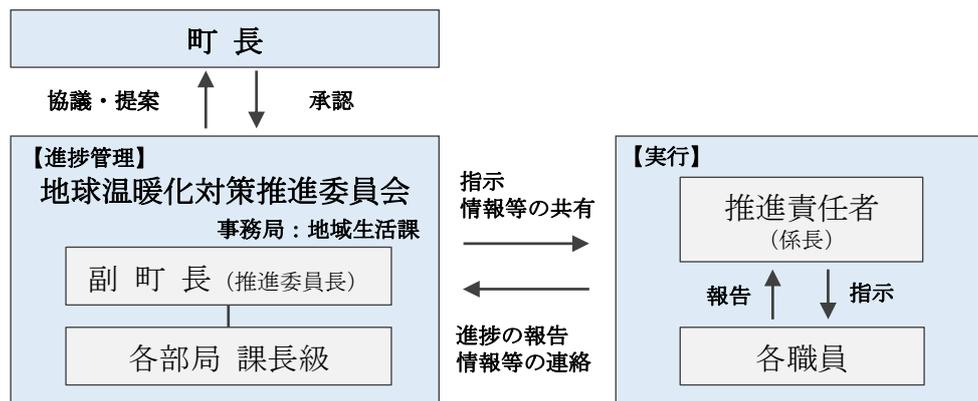


図 5-1 計画の推進体制

【進捗管理】地球温暖化対策推進委員会（副町長・各部署 課長級）

- ・計画の推進主体として、推進責任者に対して取組事項の指示や補助金などの情報等の共有を行います。
- ・地球温暖化対策の取組を総括・評価し、改善事項があれば見直しを行います。
- ・町長に総括・評価した内容を報告し、協議・提案を行います。
- ・事務事業における温室効果ガス排出量や目標達成状況、取組の状況等について、毎年度、町のホームページ等を通じて公表します。

【実行】地球温暖化対策推進責任者（係長）

- ・推進委員会からの指示を受けて、取組事項を実行します。
- ・各係における取組の実施状況や設備機器の利用状況を把握し点検・評価します。
- ・推進委員会へ実施状況の報告、その他の関連情報等の連絡を行います。
- ・推進委員会からの指示事項について、各係で協議・検討を行います。

【実行】各職員

- ・推進責任者のもとで、目標の達成及び環境負荷低減に向けた具体的な取組を実践し、実施状況の報告や設備機器の利用状況、改善すべき事項等を報告します。
- ・事務局の要請に応じて、エネルギー使用量（電気・燃料）を報告します。

【事務局】地域生活課

- ・地域生活課から各係にエネルギー使用量（電気・燃料）の取りまとめを要請します。
- ・各係から提出された資料をもとに、エネルギー使用量と温室効果ガス排出量を求め、増減要因の分析等を行います。

表 5-1 年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
エネルギー使用量調査	昨年度下期分 →					今年度上期分 →						
地球温暖化対策推進委員会			上期委員会 →			下期委員会 →						
町長への報告				上期報告 →			下期報告 →					
町のホームページ等への公表					公表 →							

エネルギー使用量調査（事務局・各職員）

- ・エネルギー使用量（電気・燃料）などの取りまとめを年2回行います。
- ・昨年度下期分は4月、今年度上期分は9月に取りまとめます。

地球温暖化対策推進委員会（副町長・各部局 課長級）

- ・推進委員会は上期と下期の年2回行います。また、補助金情報の共有やエネルギーの管理など各部局と密に連携を図る必要がある場合は、臨時委員会を開催します。
- ・上期推進委員会では、昨年度の実施状況の評価と改善点について報告・協議します。
- ・下期推進委員会では、上期の実施状況や次年度に向けた取組、補助金の情報等について報告・協議します。

町長への報告

- ・上期と下期推進委員会の開催後、総括・評価した内容を町長に報告します。
- ・総括・評価した内容を踏まえ、町長に取組事項の協議・提案を行います。

町のホームページ等への公表（地球温暖化対策推進委員会）

- ・上期推進委員会の総括・評価した内容を町長へ報告後に、事務事業における温室効果ガス排出量や目標達成状況、取組の状況等を町のホームページ等で公表します。

(2) 点検・評価・見直し

本計画の基本施策等の実現に向けては、関連計画と連携しながら計画的に推進するとともに、PDCA サイクルによる進捗管理が重要になります。PDCA サイクルにより、施策・取組状況を検証、改善する仕組みを整え、次年度の取組に反映させていきます。

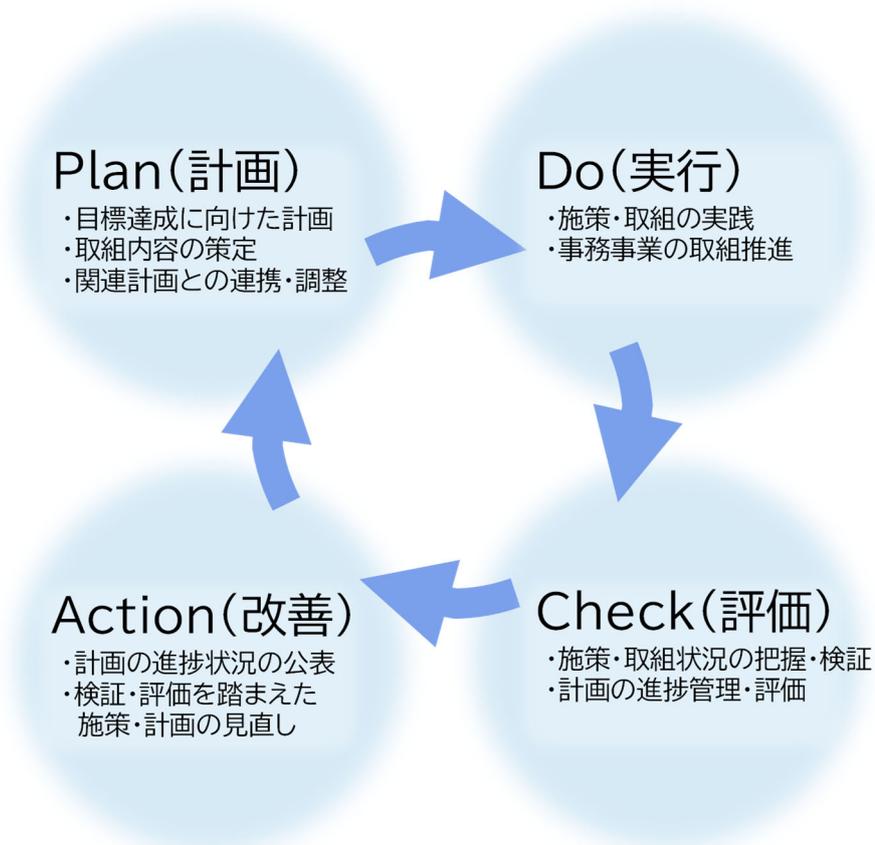


図 5-2 PDCA サイクルによる進行管理

上三川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和7年2月

〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

TEL 0285-56-9131

FAX 0285-56-6868